

# 海外におけるくまモンイラスト利用の解禁について

平成30年におけるくまモンの新たな展開として、これまで原則として認めていなかった、海外における海外企業等のくまモン関連商品の製造・販売を解禁し、世界中の企業等がくまモンのイラストを利用できる環境を整備します。

## 1 目的

- 日本国内と同様に、海外市場でもくまモン関連商品が市場に十分に供給される仕組みを整備することで、海外市場におけるくまモン商品ニーズの急速な高まりに応えるとともに、くまモンの知名度を世界中に拡げる。
- イラストを海外で利用する企業等に費用を負担していただくことで、世界中で制度を運用するとともに、不正利用対策を強化する。
- 別途取り組む「アニメ制作」との相乗効果により、世界中でくまモンの認知度を飛躍的に向上させ、熊本の地域ブランド力を飛躍的に向上させることで、インバウンド観光客の増加や県産品の販路拡大など、現在くまモンが熊本県内にもたらしめているプラスの効果をさらに飛躍的に向上させる。

## 2 運用開始日

この制度は、平成30年1月8日(月・祝)から運用を開始します。

## 3 海外におけるくまモンイラスト利用制度の主な変更内容

	H29.12.31まで【旧制度】		H30.1.8から【新制度】
イラスト利用者	県内企業等が商品を輸出版売する場合のみ可(原則利用不可)		世界中の企業等が利用可能 ※ ただし、与信調査等の資格審査あり
申請窓口	現許諾	くまモン利用許諾事務局	県のパートナー企業である、(株)アサツーディ・ケイ(所在地:東京都)が国ごとに窓口を設置 ※ 現在設置準備中のため、当面は同社が直接窓口を担当
	農林水産物以外	国際課	
	農林水産物	流通アグリビジネス課	
イラスト利用者の費用負担	なし		あり(ロイヤリティ率は、商品の性質やロットにより異なるため個別検討とする)
その他			商品カテゴリーによっては、ライセンス取得が一社独占となる場合あり

※ 農林水産物の商品(県内の生産者又は生産団体が県内で生産した商品、もしくは県内に本社を置く事業者が取り扱う県内で生産された商品)については、新制度の対象外になりますので、引き続き海外販売することができます。

## 4 新制度における県関係企業への優遇措置

(1) 優遇措置の対象となる企業等：①～②のいずれかに該当するもの

- ① 本店が熊本県内にあり、かつ、日本国内で製造された商品を海外で販売する企業等
- ② 熊本県内で製造された商品を海外で販売する企業等

(2) 優遇措置の内容

	通常	県関係企業等
ライセンスの取得範囲	カテゴリにより商品化権を1社が独占	各国・地域の1社独占の商品カテゴリについても参入可能
ロイヤリティ率	個別検討	通常のロイヤリティ率より ▲1～2%程度
契約期間	1年単位	内容によっては、 1年を超える契約も可能
手続き窓口	輸出先の各国・地域の エージェントで個別に受付	(株)アサツディ・ケイにおいて一括受付

## 5 経過措置

新制度への移行に伴い、県内事業者等には以下の経過措置を設けます。

- ・ 現時点で海外利用届出がなされているもの（平成29年12月28日までにくまモン利用許諾事務局で利用許諾申請書が受付されたもので、今後海外利用届出が行われるものを含む）については、許諾期間の満了日まで、引き続き有効なものとして取扱います。

《現許諾に係る海外利用届出書等提出窓口・問合せ窓口》

【農林水産物の海外利用届出】

流通アグリビジネス課（担当：国際流通班） 県庁本館8F  
電話：096-333-2395 FAX：096-383-0380

【農林水産物以外の海外利用届出】

国際課（担当：国際戦略第1班） 県庁本館7F  
電話：096-333-2159 FAX：096-381-3343

- ・ 平成30年1月1日以降も、平成30年3月31日までに限り、旧制度による海外イラスト利用の新規申請を受け付けます。ただし、この期間に申請受付した案件に係る許諾期間は1年間（+販売猶予期間6か月）とします。

《旧制度による海外イラスト利用に係る新規申請等窓口・問合せ窓口》

くまモングループ 県庁本館5F  
電話：096-333-2133 FAX：096-385-2501

- ・ 新制度により新たにライセンスを受けた商品の販売開始時期を、原則として平成30年10月以降とします（ただし、旧制度の商品と競合のないカテゴリについてはこの限りではありません）。